

令和8年度

農業水路等長寿命化・防災減災事業
成東地区
成東地先水路整備工事（その3）

特記仕様書

事業主体 山武市

特記仕様書

第1章 総 則

本工事の施工に当たっては千葉県農林水産部耕地課制定「土木工事共通仕様書」に基づいて実施する。同仕様書に対する特記及び追加事項はこの特記仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

- 1 目 的 この工事は、農業用排水路を整備するものである。
- 2 工事場所 山武市成東地先
- 3 工事概要 この工事は、排水路工事で、その概要は次のとおりである。

全体延長	L=380.0m
B型柵渠布設 (H1200×B2000)	L=380.0m
ガードレール設置・撤去 (GR-C-4E) 発生材再利用	L= 8.0m
- 4 工事数量 別紙工事総括表のとおりである。

第3章 施工条件

- 1 工程関係
該当なし。
- 2 部分引渡し
該当なし。

3 工事期間

工事期間には、週休 2 日補正で、4 週 8 休を見込んでおり、尚雨天・休日等を見込んでいる。

第 4 章 現場条件

1 土 質 この工事の土質は、砂質土を想定している。

2 関連工事

成東地先水路整備工事（その 4）

3 第 3 者に対する措置

排出ガス対策

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「土地改良工事等請負工事標準機械経費算定基準」（昭和 58 年 2 月 28 日付け 58 構改 D 第 147 号）で示す排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装着の開発」、または、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

対象機種一覧

一 般 工 事 用 建 設 機 械	備 考
・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) 油圧ユニット (以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジ	ディーゼルエンジン (エンジン出力 7.5kw～260kw) を 搭載した建設機械に限る。 道路輸送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く

ン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの； 油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転オールケーシング掘削機） ・ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー ・ホイールクレーン	
--	--

4 環境対策等

- (1) 本工事で使用する軽油については、JIS 規格軽油を使用すること。
- (2) 受注者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車両等を対象とする燃料の抜取調査に対しては、監督員の指示により協力しなければならない。

5 安全対策関係

交通車輛等を規制する場合は、交通誘導員 1 式を配置し、安全に施工すること。

本工事における交通誘導員については下表のとおり計上しているが、条件変更などに伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導員	編 成	昼夜別	交代要員の有無
市 道	1 名/日	交通誘導員 B 1 名	昼 間	無

6 関係機関との調整

- (1) 工事支障物件等
該当なし。

(2) 工事用道路関係
該当なし

7 建設副産物

(1) 共通事項

ア 「建設リサイクル推進計画 2020」(国土交通省)及び「千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各 1 部提出すること。

また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」と合わせて提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

なお、上記各計画書及び各実施書の作成に当たっては、「建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)」を用いて登録・作成しなければならない。

作成対象工事

受注金額 100 万円以上のすべての工事について建設資材利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず作成する。

イ 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、別紙の「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を 1 部提出すること。

建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、別紙の「建設副産物処理調書」を作成し、1 部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提出し確認を受けること。

建設廃棄物の処理にあたって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票の D 票及び E 票の写しを提出すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、廃棄物処理法に基づき指定された団体が発行する、当該工事の電子マニフェスト情報を収録した磁気媒体の提出または、建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報をパソコンにより印刷したもの(受渡確認伝票)を提出すること。

(2)建設発生土

発注者の指示より、搬出をすること。

(3)路盤廃材

該当なし

(4)建設廃棄物

本工事により発生する場合

ア 廃プラスチック類(0.08 t)は、山武市木原地内、片道運搬距離 6.9km の(株)高松金属に運搬し、処理するものとする。

イ コンクリート殻類は、山武郡横芝光町宮川地内、片道運搬距離 17.2km の(有)越川商店に運搬し、処理するものとする。

(5) 建設リサイクル法

ア 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

(ア) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年度法律 104 号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

なお、建設工事請負契約書「6. 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

(イ) 受注者は、特定建設資材の分解解体等・再資源化が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等した施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、書面は「千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン」に定めた様式 1[再生資源利用計画書(実施書)]及び様式 2[再生資源利用促進計画書(実施書)]を使用するものとする。

イ 請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

(ア) 建設リサイクル法第 12 条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対して、対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面(説明書)を提出し説明を行うこととする。

(イ) 書面の提出は、契約に先立って行うこととする。

(ウ) 書面は施工計画書に添付するものとする。

第 5 章 仮設備

1 指定仮設

該当なし。

2 任意仮設

本工事に関する仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、安全性、経済性、細部構造については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し施工するものとする。

第 6 章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

該当なし

2. 工事用地等の使用及び返還

発注者が確保する工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いのうえ、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。

工事施工上、必要な用地の返還に当たっては使用条件に基づき必要な措置を講じること。原型復旧を基本とし、地権者及び耕作者より指示があった場合はそれに従い復旧を行うこととする。疑義が生じた場合は監督員と協議することとする。

第 7 章 貸与設備
該当なし。

第 8 章 支給材料
該当なし。

第 9 章 工事用電力
この工事に使用する電力設備及び電気料金は、受注者の負担とする。

第 10 章 工事材料
1 規格及び品質

この工事で使用する主要材料の規格品質は、次の通りであり、監督職員が指示する材料については、試験成績書等を提出しなければならない。

(1) 鉄筋コンクリート柵渠	B 型柵杭	H1200× B 2000
(2) 鉄筋コンクリート柵渠	柵板	B 形用 598×50×1410

(3) 鉄筋コンクリート柵渠	切欠柵板	B 形用 698×50×1410
(4) かすがい(丸かすがい)		径 6 長 120mm
(5) 吸出し防止材		厚 0.7mm
(6) 松太鼓落し		T=9cm 長さ 4m
(7) 大型土のう袋		大型土のう袋
(8) プレキャスト床板		W=1.0m L=2.95m 参考重量 1735kg

2 見本又は資料提出

下記に示す工事材料は、使用前に見本、カタログ、試験成績書等を監督職員に提出し承認を得なければならない。
なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

3 監督職員の検査又は試験

下記に示す工事材料は、使用前に監督員の検査又は試験を受けなければならない。

材 料 名	検 査、 試 験 項 目	備 考
鉄筋コンクリート柵渠 B 型柵杭 H1200×B2000	寸法、数量、厚さ等	
鉄筋コンクリート柵渠 柵板 B 形用 598×50×1410	〃	
鉄筋コンクリート柵渠 切欠柵板 B 形用 698×50×1410	〃	
プレキャスト床板 W=1.0m L=2.95m 参考重量 1770kg	〃	

第 11 章 施 工

1 一般事項

設計図書を熟読し、施工内容を十分把握すること。特に完成時確認が困難な工種については直接測定、撮影記録等による施工管理を十分に行うこと。また、受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができる。

不明な点については監督職員と打ち合わせを行うこと。

(1) 水準点

本工事の水準点は、図面に示す **KBM** を使用しなくてはならない。

(2) 検測又は確認

この工事の検測、確認を下記の段階でうけなければならない。

工 種	作 業 段 階	備 考
準備工	丁張をかけた時	延長・丁張り高 確認
基礎工（太鼓落し）	据付時	据付幅・材料（寸法）確認
B 型柵渠布設工	施工時	施工高確認
床板工	施工時	据付確認

2 土 工

(1) 掘削

- 1) 掘削に当たっては、予め周囲の状況・地盤の種類・湧水の状況・排水方法等について、十分に監督員と協議の上実施するものとする
- 2) 掘削地盤は、人力で仕上げ、特に過掘りに注意するものとする。
- 3) 掘削作業は、他作業より過度に先行しないものとする。
- 4) 掘削土を埋戻土として流用する場合には、石礫等の雑物がまじらないようにするものとする。
- 5) 掘削に当たっては、法面の崩壊に十分注意して施工しなければならない。法面の崩壊により他の施設に重大な影響が発生又はその恐れが認められるときは、速やかに監督員と協議しなければならない。
- 6) 掘削の仕上げに当たっては、特に基礎面の攪乱による基床の緩みが生じることのないよう十分注意して所定の標高に仕上げるものとする。

7) 掘削工事中、予期しない湧水等が発生した場合は、監督員と協議しなければならない。

(2)埋 戻

- 1) 埋戻後、不陸又は沈下が生じた場合は、速やかに復旧するものとする。
- 2) 埋戻は、振動コンパクタ転圧とする。
- 3) 埋戻用土中の石礫等は取り除き構造物に損傷を与えないように十分注意しなければならない。
- 4) 埋戻は、構造物に偏圧や無理な荷重・衝撃を与えないように十分注意し入念に施工しなければならない。

(3)盛 土

受注者は、1：4 より急な箇所に盛土する場合は、発注者が特に指示する場合を除き、段切りを行い盛土と基礎地盤との密着を図り、滑動を防止しなければならない。

この場合、一段当たりの最小幅は 1m、最小高は 50cm とする。

(4) B型柵渠布設工

1) B型柵渠

柵渠杭・板の輸送・積込み・積卸・小運搬・吊り卸・据付け等の取扱いについては十分注意を払い、衝撃等を与えないようにしなければならない。

第 12 章 施工管理

1 本工事の施工管理は「工事施工管理基準(農業農村整備事業)」により実施する。

2 施工管理基準からの除外項目
該当なし。

第 13 章 条件変更の補足説明

この工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は以下のとおり。

- 1 掘削土の土質
- 2 転石の出現
- 3 表土の補充量
- 4 排水量・地下水位

5 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現(位置の変更含む)

第14章 設計変更

設計変更等については、契約書第19条から第20条又契約書第22条から第26条及び土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-19から1-1-20に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン(総合版)令和3年1月」によることとする。

第15章 「三者会議」の実施

三者会議は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行うものである。

本工事では、施工者から「三者会議」の開催の申し出があった場合、協議のうえ、明らかに三者会議の必要性が乏しいと判断される場合を除き、「三者会議」を開催するものとする。

施工者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

第16章 (週休2日制適用工事【現場閉所による週休2日工事】)

- 1 本工事は、週休2日制適用工事である
- 2 受注者は、現場閉所による週休2日工事として取り組むこと。なお、予定価格には月単位の週休2日(4週8休以上)達成相当の経費を補正している。
- 3 受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができる。
- 4 受注者が、工事着手前に完全週休2日(土日)の取組を希望し、かつ対象期間内において完全週休2日(土日)相当を達成した場合は、経費に補正係数を乗じ変更するものとする。
- 5 週休2日制の実施にあたっては、「山武市週休2日制適用工事試行要領(令和8年6月版)」に基づき行うこと。

第17章 その他

1 火災保険等

本工事の完成引き渡しまで、工事目的物及び工事材料を火災保険、土木工事保険その他の保険に付するとともに、工事内容に応じた適切な請負業者賠償責任保険等に付すること。

なお、保険適用範囲にかかわらず請負者が第三者に損害・迷惑をかけた場合は、請負者の責任において処理することとし、既設構造物に損害を与えた場合もこれと同様とする。

2 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。